

4 長薬発第 872 号
令和 4 年 11 月 15 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

医療用解熱鎮痛薬の安定供給について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、日本薬剤師会から別添のとおり通知がありました。

今般、「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制の整備について（依頼）」（令和4年10月17日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等事務連絡）に基づき、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を念頭に外来医療体制の強化等が求められています。

解熱鎮痛薬の供給に関しては、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行による感染患者の拡大に伴い、解熱鎮痛薬の需要が高まることが想定されることから、小児など必要とされている方へ適切な製剤が安定的に継続して供給できるよう、下記の対応について、改めて周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、必要な場合には薬局間での融通等も含め、地域の医療関係者が協力して必要な患者の治療に支障が生じないよう、貴会（部会）会員へのご周知方、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 解熱鎮痛薬については、返品が生じないように、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみご購入をお願いしたいこと。
2. 解熱鎮痛薬として、アセトアミノフェン製剤だけでなく、代替薬として他の解熱鎮痛薬（イブプロフェン、ロキソプロフェンなど）の使用についても考慮していただきたいこと。
3. 小児用のアセトアミノフェン細粒やシロップ製剤の不足が生じた場合には、必要に応じ、下記の例のような対応についても考慮していただきたいこと。
 - ① 5歳以上で錠剤が服用できる患者への錠剤の使用
 - ② 必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉砕し乳糖などで賦形して散剤とするなどの調剤上の取組み

一般社団法人 長野県薬剤師会
医薬品情報室 一志 / 保険医療課 桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

日 薬 業 発 第 308 号
令 和 4 年 11 月 15 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 田 尻 泰 典

医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（続報）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大による解熱鎮痛薬の需要増加に伴い、解熱鎮痛薬を必要とされている方に継続して供給できるようにするため、買い込みを厳に控えること等への協力依頼につきましては、令和4年8月25日付け日薬業発第183号他にてご案内のとおりです。

今般の連絡は、「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制の整備について（依頼）」（令和4年10月17日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等事務連絡、令和4年10月21日付日薬業発第276号にて通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を念頭に外来医療体制の強化等が求められていることから、小児など必要とされている方へ適切な製剤が安定的に継続して供給できるよう、あらためて買い込みを厳に控えることや代替薬の使用、小児用のアセトアミノフェン細粒やシロップ剤が不足した場合の対応（5歳以上で錠剤が服用できる患者への錠剤の使用や、必要に応じて錠剤粉碎等の調剤上の取組みについて考慮すること）等について協力を依頼するものです。

会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、必要な場合には薬局間での融通等も含め、地域の医療関係者が協力して必要な患者の治療に支障が生じないように、貴会会員にご周知方よろしくお願い申し上げます。

<別添>

- 医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（続報）（令和4年11月11日付、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）

事 務 連 絡
令和 4 年 11 月 11 日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（続報）

厚生労働行政について、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）宛別紙写しのおり連絡いたしましたので、貴会会員への周知につき御配慮いただきますようよろしく願いいたします。

事務連絡
令和4年11月11日

各
〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（続報）

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」（令和4年10月17日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等事務連絡）において、都道府県等に対して、今冬においては、新型コロナウイルス感染症について、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があり、加えて、季節性インフルエンザも流行し、同時により多数の発熱患者が生じる可能性があることを踏まえた外来体制の強化等が依頼されています。

解熱鎮痛薬の供給に関しては、製造販売業者に対して増産体制の確保等について依頼するとともに、「アセトアミノフェン製剤の安定供給について」（令和4年7月29日付厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）及び「医療用解熱鎮痛薬の安定供給について」（令和4年8月19日付同課事務連絡）において連絡したところですが、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行による感染患者の拡大に伴い、解熱鎮痛薬の需要が高まることが想定されることから、小児など必要とされている方へ適切な製剤が安定的に継続して供給できるよう、下記のと通りの対応について、改めて貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 解熱鎮痛薬については、返品が生じないように、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。

2. 解熱鎮痛薬として、アセトアミノフェン製剤だけでなく、代替薬として他の解熱鎮痛薬（イブプロフェン、ロキソプロフェンなど）の使用についても考慮していただきたいこと。
3. 小児用のアセトアミノフェン細粒やシロップ製剤の不足が生じた場合には、必要に応じ、下記の例のような対応についても考慮していただきたいこと。
 - ① 5歳以上で錠剤が服用できる患者への錠剤の使用
 - ② 必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉砕し乳糖などで賦形して散剤とするなどの調剤上の取組み

以上